

平成25年6月14日

## 会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項第2号及び第5号（平成24年7月2日施行前の定款（昭和62年9月22日創立総会決議）第13条第1項第4号及び第5号）の規定に基づき、法令違反等の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

### 記

ユーレカプロジェクト合同会社（会員番号 052-00214 号）

#### 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 50万円

会員権の停止 平成25年6月17日から2カ月

#### 処分の対象となった事実

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第51条に規定する、業務の運営状況に必要な措置を取るべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当

また、投資助言業務の実績に関する事項につき、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為が認められ、金商法第37条第2項に違反

以上